

# 「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」等に関する意見募集の結果等について

## 1. 意見募集対象

- ・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）（意見公募手続の対象法令のみ抜粋）
- ・特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）
- ・預託等取引に関する法律施行規則（案）
- ・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）
- ・消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）
- ・特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（案）
- ・特定商取引に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る審査基準等について（案）
- ・預託等取引に関する法律に基づく処分の基準について（案）

## 2. 意見募集方法の概要

### （1）意見募集期間

令和3年10月26日（火）から令和3年11月24日（水）まで（30日間）

### （2）周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトに掲載

### （3）意見提出方法

ウェブサイト上の意見提出フォーム、FAX 又は郵送

## 3. 意見提出総数

提出者数：22者（個人11者、法人・団体4者、その他記載のないもの7者）

提出意見数：合計52件（今回の意見募集対象と関係しない御意見8件を除く）

## 4. 主な御意見とそれに対する考え方

関係法令ごとに別紙1から別紙3までにおいて、主な御意見を四角囲み（明朝体で記載）、それに対する考え方を⇒（ゴシック体で記載）で示しています。

※なお、御意見を踏まえて修正した部分（別紙の該当箇所に記載）のほか、意見募集後に、一部につき形式的な修正を行いました。

## パブリックコメントにおける主な御意見及び回答について (特定商取引に関する法律施行令及び特定商取引に関する法律施行規則関係)

### 【特定商取引に関する法律施行令関係】

#### ○第10条の2関係

本規定の新設に賛成し、支持する。

⇒ 賛同の御意見として承ります。

### 【特定商取引に関する法律施行規則関係】

#### ○第6条等関係

特定商取引に関する法律施行規則第6条第1項1「法第5条の書面を受領した日（その・・・・から起算して8日を経過するまでは、申込者等（法第9条第1項の申込者等・・・・）は、書面又は電磁的記録により商品の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。」となっており、「又は」という表現ですので、その際、クーリング・オフのお知らせは施行規則通りに記載しますが、訪問販売事業者は個人事業者、零細、中小企業が主体となっておりますので、電磁的記録の周知は困難と思われまますので、これまで通り、書面でのクーリング・オフ（自主行動基準による電話での受付有）を優先したいと思えます。また、訪販事業者の多くが中高齢者との契約も多いため、電磁的記録は反って混乱を引き起こすのではないかと推察します。ついては、法定書面の記載は施行規則通りですが、「当社に対するクーリング・オフのお申し出は、書面（お電話でも可能）受け付けとさせていただきます。」などと明示したいと思われまます。クーリング・オフの書面のみの選択もご検討下さい。

本規定により、交付書面のクーリング・オフに関する記載に「書面又は電磁的記録により無条件で契約の解除を行うことができる」旨等を記載することが義務付けられているものと解しますが、デジタルツールを持たない事業者については、従来通り「書面により無条件で契約の解除を行うことができる」といった記載で良いということにしていきたい。

電磁的記録でクーリング・オフを受ける際のツールやメールアドレスについては、事業者が指定できるようにしていきたい。

⇒ 法改正によってクーリング・オフを書面又は電磁的記録により行うことを可能としており、販売業者等において一方的に通知の方法を不合理なものに限定（例えば、電子メールでアポイントを取るような訪問販売において書面のみに限定）すること

はクーリング・オフの方法を制限する消費者に不利な特約に該当し、無効となるものと考えられます。

もっとも、合理的な範囲内でクーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を特定し、それを契約書面等に任意に記載することにより、販売業者等が確認しやすいクーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を示すことは妨げられるものではありません。したがって、販売業者等においては、クーリング・オフの通知についても書面を中心とすることは妨げられませんが、それぞれの事業環境等も踏まえ、対応が可能な電磁的記録による通知の方法（例えば、電子メール、FAX）に対応いただく必要があります。

### ○第8条第3号関係

国内の所在地を代用として記載するのではなく、海外法人では当該所在地を、海外個人であれば発送は海外からだとわかるよう広告に記載すべきである。

また、返品交換や製品事故に遭った際の申し出先が、契約の相手方になるのか、それとも「当該事務所等の所在場所及び電話番号」として記載された事業者でもよいのか明瞭にわかるよう記載すべきである。

⇒ 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合、現行の施行規則においても、第8条第1号で外国法人又は外国に住所を有する個人の住所及び電話番号を表示することは必要であり、今回の改正は、これに加えて、日本国内にその事業に係る事務所等を有する場合には、その所在場所及び電話番号を併せて表示させることとするものです。すなわち、第8条第1号と新第8条第3号の規定は排他的なものではなく、日本国内の事務所等の所在場所を、外国法人又は外国に住所を有する個人の住所の代用として記載すれば足りるものではありません。

また、第8条第1号と新第8条第3号により記載が義務付けられる住所や所在場所はいずれも販売業者又は役務提供事業者が行う事業に係る事業所等の住所であり、そのいずれに返品等の連絡をするのかは購入者等が判断すれば足りると考えます。

### ○第8条第7号関係

特定商取引法第11条第6号（現行法第5号）に基づく省令第8条第7号のいわゆる定期購入に関する事項について商品の販売に関する事項だけでなく、特定権利の売買契約や役務提供契約も規定したことは評価したい。

⇒ 賛同の御意見として承ります。

## パブリックコメントにおける主な御意見及び回答について (預託等取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行規則関係)

### 【預託等取引に関する法律施行令関係】

#### ○第1条第4号関係

法2条1項2号イの政令で定める施設の利用に関する権利について、四号を加えることは賛成であるものの、さらに広く定めるべきである。

⇒ 前段については、賛同の御意見として承ります。後段については、今後の業務の参考とさせていただきます。

#### ○第2条関係

暗号資産交換業者を定めることは賛成である。

⇒ 賛同の御意見として承ります。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（以下、「預託法施行令」という。）第2条の改正案において、「預託等取引業者」の適用除外として、新たに前払式支払手段発行者及び暗号資産交換業者が追加されている。

同条への委任内容を規定している特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下、「預託法」という。）第2条第2項は、「預託等取引業者」について、「他の法律の規定でこれにより預託等取引の公正及び預託等取引に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものを除く。」としていることから、当該規定の趣旨に鑑みると、「預託等取引業者」から除外された者が行う事業のすべてが預託法の規制の対象外となるわけではなく、当該「他の法律」の規制を受けないものについては、預託法の規制の対象となり得ると考えられる。

この点、前払式支払手段発行者や暗号資産交換業者において、資金決済法の規制の対象外である事業を行う場合、「預託等取引の公正及び預託等取引に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保される」とは言えないことから、これらの資金決済法の規制の対象外の事業については、「預託等取引」として預託法の規制を受ける可能性があるという理解でよいか。

他方、前払式支払手段発行者や暗号資産交換業者が、資金決済法の規制の対象外である事業を行っている場合であっても、これらの者が行う前払式支払手段の発行や暗号資産交換業については、資金決済法による規制を受けることから、「預託等

取引の公正及び預託等取引に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保される」と言えるため、「預託等取引」として預託法の規制を受けることはないと理解してよいか。

⇒ 資金決済法に基づく登録等を受けた前払式支払手段発行者（具体的には、同法に基づく届出を行った自家型発行者及び同法に基づく登録を受けた第三者型発行者）又は同法に基づく登録を受けた暗号資産交換業者が同法の規制の対象となる前払式支払手段の発行又は暗号資産交換業を行う場合においては、同法の規制の対象となる、すなわち「預託等取引の公正及び預託等取引に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保される」同法の規定の適用を受けることから、預託等取引業者には該当しないこととなります。したがって、上記の前払式支払手段発行者又は暗号資産交換業者が同法の規制の対象となる前払式支払手段の発行又は暗号資産交換業を行う場合において、預託法上の預託等取引に該当する行為を行ったときは、預託法の規制の対象とはなりません。

他方で、上記の前払式支払手段発行者又は暗号資産交換業者が資金決済法の規制の対象外である事業を行う場合において、預託法上の預託等取引に該当する行為を行ったときは、預託法の規制の対象となります。

### ○第3条関係

違反の対象が明確になるように具体的に規定する必要がある。特に第4号の「内容」と「契約の締結を必要とする事情」は意味内容が曖昧であり、削除すべきではないか。

⇒ 御意見も踏まえて検討し、「内容」は削除するとともに、「契約の締結を必要とする事情」はより具体的に規定することとしています。具体的には、第3条第6号において、「金利、通貨の価格又は商品市場（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場の動向その他の預託等取引契約の締結又は更新をするかどうかの判断に重要な影響を及ぼす経済情勢の変化に関する事項」と規定しています。

### ○第5条関係

特定関係法人の対象として子会社等を規定することは賛成である。もっとも政令で細かく規定するのではなく、新たな悪質な手法が生じたときに機動的な改正を行うなどの対応を可能とする観点から、詳細は内閣府令に委任して規定すべきではないか。

⇒ 御意見も踏まえて検討し、政令（預託等取引に関する法律施行令第5条）においては、特定関係法人の対象となる法人の趣旨を「預託等取引業者又はその役員（法第十九条第一項の規定による命令の日前一年以内において役員であった者を含む。）

若しくはその使用人（前条に規定する使用人をいい、法第十九条第一項の規定による命令の日前一年以内において使用人であった者を含む。）が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人として内閣府令で定めるもの」と規定した上で、内閣府令（預託等取引に関する法律施行規則第21条）で対象となる法人の類型を規定しています。

## 【預託等取引に関する法律施行規則】

### ○第1条関係

第1条の3か月については、取引関係の安定も踏まえた適切な期間であると考えられることから、賛成である。

⇒ 賛同の御意見として承ります。

一律に3か月とすることには反対であり、次の点を考慮して定めるべきである。

- ① 国会質疑でも問題となったが、ケフィア事案のような預託期間の開始時期が明らかでない事案を想定すると、預託期間の開始時期が明らかでない場合には、預託契約締結時から起算するなどの起算点に関する規律を設けるべきである。
- ② 預託の期間は、買い戻し型の場合を他の類型と区別してごく短期間に設定すべきである。もともとこの期間要件を設けたのは、「過剰規制の回避及び短期間の契約では被害が生じるとは考え難い」という点にある。しかし、買い戻し型の場合は、買戻代金が売買代金よりも大きい場合には、期間が短いほど顧客から見て利回りが高くなり、顧客誘引力が強いという関係になる。したがって、一律の期間とすることに合理性はない。

⇒ 預託等取引については、その性質を踏まえると、一定期間の預託が必要であり、その期間は3か月が適切と考えます。なお、3か月の期間については、昭和61年（1986年）の法施行時に定められており、適切な期間として既に定着しているものと考えます。

### ○第4条第4号関係

不招請勧誘を禁止することに賛成する。不招請勧誘を禁止することは悪質商法被害を防止するうえで重要であり盛り込むことが望まれる。

⇒ 賛同の御意見として承ります。

### ○第5条関係

第5条については、第6条、第7条も含めて電子的な方法も規定されており、適切な規定である。なお、電磁的記録の内容が何を指すか、明示的に規定すべきでは

ないか。

⇒ 前段については、賛同の御意見として承ります。後段については、御意見も踏まえて検討し、第3条第2項に電磁的記録の定義を追加しています。

#### ○第8条関係

第8条については、内容は概ね適切であると考えられるが、わかりやすさの観点から、書面がクーリングオフ妨害後に交付されるものを指すことを明示的に規定すべきではないか。

⇒ 前段については、賛同の御意見として承ります。後段については、御意見も踏まえて検討し、第8条第1項に書面の内容を明示する旨の文言を追加しています。

#### ○第14条第3号関係

「密接関係者」を幅広くとらえるもので、賛成する。販売預託商法の原則禁止の趣旨を徹底するためには、密接関係者を幅広く定義することが重要であり、その趣旨から賛成である。

⇒ 賛同の御意見として承ります。

#### ○別記様式関係

別記様式については、預託法の身分証だけでなく、他の法令の身分証も含めて、まとめて定められないか。なお、備考欄は1、2ともに、「…とする。」と規定すべきではないか。

⇒ 前段については、今後の業務の参考とさせていただきます。後段については、御指摘も踏まえ、備考欄の末尾を「…とする。」と修正しています。

**パブリックコメントにおける主な御意見及び回答について  
(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に  
関する法律施行規則関係)**

○第 24 条及び第 25 条関係

消費者庁が行政処分のための調査を行うにあたって書類を作成したが、結果的に行政処分を出すには至らなかった場合において、当該書類は、改正後の消費者裁判手続特例法第 91 条第 1 項における「特定商取引に関する法律……又は預託等取引に関する法律……に基づく処分に関して作成した書類」に当たらないとの理解でよいか。

⇒ 御指摘の理解のとおりです。改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「消費者裁判手続特例法」といいます。)第 91 条第 1 項における「処分」については、特定商取引に関する法律又は預託等取引に関する法律に基づく命令がなされた場合における当該命令を指すものです。

○第 25 条関係

消費者裁判手続特例法施行規則の改正案第 25 条について、消費者庁長官が特定適格消費者団体に対して提供する書類は「特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行するために必要な限度」にとどまることを規則中に明記すべきである。

⇒ 第 25 条については、改正後の消費者裁判手続特例法第 91 条第 1 項に基づくものであり、既に同項において、内閣総理大臣は「特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行するために必要な限度」で書類を提供することができると規定されています。したがって、第 25 条には明記していません。

規則案第 25 条第 1 項第 3 号但書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、提供することが必要であると認められる情報を除く」のうち、「生活」および「財産」は削除すべきである。

⇒ 消費者被害については、消費者の生活、財産に係るものが相当程度を占めることから、これらを保護するために提供することが必要であると認められる情報と規定しています。

特定適格消費者団体が、規則案第 25 条第 4 項の「提供された書類を公にしない

こと並びに当該書類の適正な利用及び管理を確保するために必要と認める条件」および第5項の「利用目的の制限及び提供された書類の活用の結果の報告その他の必要な条件」に違反した場合には、特定認定が取り消され得る旨を明記すべきである。

⇒ 御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。仮に、『特定適格消費者団体が、規則案第25条第4項の「提供された書類を公にしないこと並びに当該書類の適正な利用及び管理を確保するために必要と認める条件」および第5項の「利用目的の制限及び提供された書類の活用の結果の報告その他の必要な条件」に違反した場合』においては、違反をした特定適格消費者団体については、その違反の程度等に応じ、消費者裁判手続特例法に基づく改善命令ひいては特定認定の取消しの対象にもなり得る旨を申し添えます。